

知って得する 廃棄物処理法

第4回

行政書士 尾上 雅典



廃棄物については、工が行われる。事発注者から直接注文を受けた元請業者が排出事業者になると改正された。下請業者が建設廃棄物を運搬する場合、ごく一部の例外（廃棄物処理法第21条の3）を除き、他人である元請が発生させた廃棄物の運搬をするようになるので、産業廃棄物収集運搬業の許可取得が必要となる。

② 委託先処理業者の処理状況確認の努力義務化

排出事業者による処理状況の確認は「努力義務」であって、確認を怠ったとしても、刑事罰の適用対象にはならない。ただし、不法投棄などが発生した際には、処理状況をまったく確認していなかったことが明らかになると、委託者としての責を十分果たしていなかったとみなされ、廃棄物撤去費用の負担などが求められることになる。そのため、最悪のケースを想定し、委託者の責任を果たした証拠として、処理状況の確認結果を記録化することも必要である。

廃棄物処理法は、処理状況の確認方法として、現地確認のみを強制しているわけではない。例えば、最終処分場や焼却施設の設置事業者に公開が義務付けられた「施設の維持管理情報」をインターネット上で確認すれば、二重に真摯に心えらることで、排出事業者との信頼関係をさらに強固なものへと発展させていただきたい。

と、委託者としての責を十分果たしていなかったとみなされ、廃棄物撤去費用の負担などが求められることになる。そのため、最悪のケースを想定し、委託者の責任を果たした証拠として、処理状況の確認結果を記録化することも必要である。

廃棄物処理法は、処理状況の確認方法として、現地確認のみを強制しているわけではない。例えば、最終処分場や焼却施設の設置事業者に公開が義務付けられた「施設の維持管理情報」をインターネット上で確認すれば、二重に真摯に心えらることで、排出事業者との信頼関係をさらに強固なものへと発展させていただきたい。

2010年改正

廃棄物処理法が2010年に改正され、今年の4月1日からその改正内容の大部分が施行された。改正法の施行から約半年を経過したことになるが、現在のところ、新たに改正された内容に関する違反はほとんど報道されていない。しかし、報道が少ないからといって、改正法の内容を順守しなくても良いわけではないので、この機会に、改正法施行後新たに増えてきた状況を踏まえながら、改めて2010年改正の重要ポイントをおさらいしておきたい。今回は、排出事業者に関する重要な改正事項を解説する。

① 建設工事の元請業者を排出事業者として規定

建設工事で発生した

現実問題として、平時に行政が個々の建設業者の請負関係を詮索することはほとんどないが、不法投棄などの不祥事が発生した際には、元請と下請の双方に対し厳しく責任追及することが明らかになる。現状の確認は「努力義務」であって、確認を怠ったとしても、刑事罰の適用対象にはならない。ただし、不法投棄などが発生した際には、処理状況をまったく確認していなかったことが明らかになると、委託者としての責を十分果たしていなかったとみなされ、廃棄物撤去費用の負担などが求められることになる。そのため、最悪のケースを想定し、委託者の責任を果たした証拠として、処理状況の確認結果を記録化することも必要である。

廃棄物処理法は、処理状況の確認方法として、現地確認のみを強制しているわけではない。例えば、最終処分場や焼却施設の設置事業者に公開が義務付けられた「施設の維持管理情報」をインターネット上で確認すれば、二重に真摯に心えらることで、排出事業者との信頼関係をさらに強固なものへと発展させていただきたい。